



リフィル処方箋について

2022年4月より「リフィル処方箋」制度が導入されました。新聞、テレビなどのメディアで一度は耳にしたことがある人もいるのではないのでしょうか。今回は「リフィル処方箋」の仕組みについて取り上げました。

リフィル処方箋とは

リフィル処方箋とは、簡単にいうと反復利用ができる処方箋を意味します。「リフィル」とは「補充する」という意味があり、1枚の処方箋で最大3回まで繰り返し利用することができます。

リフィル処方箋の対象として想定されるのは、生活習慣病を含めた慢性疾患で長く症状が安定している患者さんであり、誰しもが利用できるものではありません。リフィル処方箋が利用できれば、2回目以降は医師の診察なしに同じ薬を薬局でもらうことができ、病院での待ち時間や費用を削減することができます。

最終的にリフィル処方箋を発行するかどうかは医師の判断で決まります。また、日数に制限が定められている医薬品及び湿布薬については、リフィル処方箋は利用できません。

処方箋 (この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担番号 保険者番号

発給年月日 発給年 月 日 使用期間 年 月 日

処方 変更不可 () リフィル可 (回)

調剤実施回数 1回目調剤日(年 月 日) ... 次回調剤予定日(年 月 日) ...

調剤実施回数(調剤回数)を記述し、口に「し」又は「x」を記載する。...

(厚生労働省:個別改定項目について 中医協 総-1 4.2.9 <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000905284.pdf> より抜粋・加工)

リフィル処方箋の利用の仕方

医師がリフィルによる処方が可能と判断した場合には、処方箋の下のリフィル可のチェック欄にチェックが付き、何回利用が可能か記載されます。

1回目の薬局での受付は従来通り、処方箋を発行してもらってから4日以内に処方箋を薬局に持参します。お薬をもらった後、次回来局予定日を確認した上で、処方箋が返却されます。2回目は原則次回来局予定日の前後7日以内ですが、服用中の体調の継続的な確認のため1回目と同じ薬局に行きましょう。

万一リフィル処方箋の利用期間中に体調がすぐれなくなった場合や、薬剤師との会話で受診が必要と判断された場合には速やかに受診してください。

また、予定された時期に患者さんが来局しない場合には、薬局側から電話等をすることもありますので、次回の来局予定日は忘れずに確認しておいてください。

総使用回数の上限に達した処方箋は薬局で保管されます。リフィル処方箋についてその他わからないことは、薬局スタッフまたは薬剤師に相談してください。



厚生労働省:令和4年度診療報酬改定の概要

医薬品の適切な使用の推進

【参考】

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000920420.pdf>)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000863579.pdf>)